

研修会等参加報告書

令和2年1月24日

天童市議会議長様

会派名 清新会

代表者氏名 鈴木照一



下記により、会派において研修会等に参加してきましたので報告します。

記

研修会等名	マイナンバー制度の今後の展望と マイナンバーカードのさらなる利活用に向けて
主催団体名	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省自治行政局住民制度課 総務省自治行政局マイナポイント施策推進室
日時	令和2年1月8日(水) ~ 令和2年1月8日(水) 午後1時00分 ~ 午後3時00分
会場・場所	衆議院第一議員会館
全体参加者数	9人
内容等	<p>◎マイナンバー制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバー制度は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤。 ○日本国内の全住民に12桁のマイナンバーを付番。 ○マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務に利用。 ○マイナンバーは本人確認と共に使用。 ○マイナンバーカードは、個人の申請により交付される顔写真入りカード。 ○マイナンバーを使わずに、電子的に個人を認証する機能等を搭載。 ○官民の様々な用途に利用可能。 ○マイナポータルは、マイナンバーに関する行政機関間での自分の情報のやり取りや情報の確認ができる個人用のサイト。 ○展開中のワンストップサービス <ul style="list-style-type: none"> 子育てワンストップ、介護ワンストップ、被災者支援ワンストップ、 ○今後提供されるサービス

障がい（児）ワンストップ、引越しワンストップ、法人設立ワンストップ、社会保険・税手続きワンストップ。

◎マイナンバー制度の現状

○平成28年1月からマイナンバーカードの交付開始。令和2年1月時点で1892万枚交付（全住民の14.9%）。

○平成29年11月から情報連携の本格運用開始。

◎安全安心なマイナンバーの仕組み

○マイナンバーを用いた個人情報の漏洩、不正利用、国家による個人情報の一元管理等の制度に対する国民の懸念に対する保護措置。

- マイナンバーの確認、身元の確認。
- 特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止。
- 個人情報保護委員会による監視・監督。
- 特定個人情報保護評価。
- 罰則の強化。
- マイナポータルによる情報提供等記録の確認。
- 個人情報の分散管理を実施。
- マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施。
- アクセスできる人の制限・管理を実施。
- 通信の暗号化を実施。

◎マイナンバーカードの仕組みと活用

- 顔写真付きの身分証明。
- インターネット等により、どこからでも安全・確実に本人を証明。
- 健康保険証としての利用や海外からインターネット投票も可能。
- AIその他の様々な先端技術の活用を実現。

◎マイナンバー制度をめぐる最近の動きと今後の展望

- 自治体ポイントの実施。
- マイナンバーカードの健康保険証利用。
- マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進。
- 市区町村の交付円滑化計画の策定のに向けた取り組み。
 - 令和元年10月下旬、市区町村から交付円滑化計画を提出。
- カードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大。
- カードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等。
- マイナンバーの利活用の推進。
- マイナポイントによる消費活性化策
 - 対象はマイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定した者。
 - マイナポイントの利用上限は5000ポイント（1P=1円）。
 - プレミアム率は25%。
 - 実施期間は令和2年9月から令和3年3月まで。

◎マイナンバー制度の理解促進とマイナンバーカードの普及に向けた広報

- 地方公共団体の広報普及活動に対する支援。
 - 着ぐるみ（マイナちゃん）の貸し出し。

	<ul style="list-style-type: none"> ●広報用のぼり等5点セットの提供。 ●各種広報用グッズの提供。 	
市政の課題への参考等	住民の不利益にならぬよう国の支援を求めながら、マイナンバーカードの交付円滑化計画の確実な実行が求められる。令和2年9月に予定されているマイナポイントによる消費活性化事業を実施する際の混乱を最小限にするために、しっかり準備をする必要がある。	
参加者の感想等	参加議員	感想等
	別紙参照	

※参加議員全員が感想等を記載すること。